

中山間ふるさと・水と土保全対策事業
中山間ふるさと・水と土保全推進事業

事 業 実 施 計 画

計画期間：令和2年度～令和6年度
(令和3年度)

計 画 内 容

1. 事業実施の基本方針
2. 事業計画
3. 事業実施の成果目標と実績
4. 事業評価と対応

島根県

1. 事業実施の基本方針

目標年度	令和6年度
現状と課題	県土の8割以上を中山間地域が占める本県では、過疎化や高齢化の進行により農業者が減少し、県内約3,000の農村集落のうち、約1,100集落が「担い手不在」となっており、農地や農業用施設等を適切に保全管理していくうえで、担い手の育成・確保が急務となっている。また、イノシシ、熊、猿、カラスといった鳥獣による農作物への被害も深刻化しており、農業者の営農意欲の減退に繋がっている。特に小規模・高齢化集落では、集落の活動が低下し、存続さえも危ぶまれるなど課題がある。
事業実施の基本方針	本県では、「島根創生計画」(R2～R6)において「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を将来像とし、中山間地域の暮らしの確保に向けた支援を行うとともに、「島根県中山間地域活性化基本条例」に基づく「島根県中山間地域活性化計画」を策定し、R2年度～R6年度までの実施方針を定め、中山間地域対策を実施することとしている。また、R2.4に策定した「島根県農林水産基本計画」では、農業分野で13の重点推進事項を定め、中核的担い手の育成や水田園芸の推進等により、可能な限り早期に農業産出額100億円層を目指すこととしている。「ふる水基金事業」の実施にあたってはこれら上位計画との連携はもとより、R1.8に施行された「棚田地域振興法」の理念も共有して実施する。
計画後の目指す姿	本県の中山間地域において、地域住民活動を推進する人材の育成、水田園芸の推進、担い手育成、鳥獣被害に対する技術研究などに対する支援を行うとともに、中山間地域の役割・魅力・現状等を広く県民等へ情報発信し、棚田など農地等の保全に対する意識を高め、中山間地域の有する多面的機能の維持發揮を図るものとする。

2. 事業計画

事業（取組）名	事業（取組）内容	達成すべき目標との関連	事業実施要綱上の該当項目	5ヶ年間の事業（量）内容	総事業費				
水田園芸・スマート農業の推進、農地の維持管理省力化や保全に向けた取組	水田園芸を推進するため、関心のある個人経営体や集落営農法人等が農林水産基本計画に定める県推進6品目にチャレンジできるよう支援し、水田園芸の拠点づくりに繋げる。	①・②	ふる水 第3-2-(1) 第3-2-(2)	・県推進6品目（キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、ミニトマト、アスパラガス）等による水田園芸を目指す地域において、導入のための基盤整備や営農手法の実証実験、検証、研修会等を農業普及担当と連携し段階的に実施していく。5ヶ年で水田園芸に取り組むための実証実験を5地域で実施する。	30,000				
	農業者の経営改善のため、スマート農業の導入・普及に向けた技術指導・実証実験を行い、中核的な担い手の育成に繋げる。	①・②	ふる水 第3-2-(1) 第3-2-(2)	・担い手の経営改善のため、中山間地域でのスマート農業技術の導入・普及に向けた実証実験、検証、研修会を各調査の結果を踏まえながら段階的に実施していく。5ヶ年でスマート農業に取り組むための実証実験を5地域で実施する。	25,000				
	中山間地域における農用地や水路・農道等の地域資源の保全管理労力節減のため、法面の草刈り作業の負担軽減技術の確立・普及させ、担い手農家の負担を軽減し農地集積の促進に繋げる。	①・②	ふる水 第3-2-(1) 第3-2-(2) 第3-2-(3) 棚田 第3-2-(2)	・中山間地域における農地法面の管理労力省力化の手法を検討するため、リモコン草刈り機導入等の実証実験を行い、検証結果に基づいて農地法面管理労力省力化技術の普及に向けた作業マニュアルの作成や研修会の開催する。農地法面の管理労力節減は、担い手農家の負担軽減になり、担い手への農地集積促進や担い手の育成に繋がるため、日本型直接支払等の活動と連携して推進する。	12,000				
中山間地域の維持・活性化に向けた取組	県内の中山間地域で深刻化している鳥獣による被害を軽減し、農業者が安心して営農でき、持続可能な農山漁村が確立できるよう鳥獣被害対策の研究に支援する。	③	ふる水 第3-2-(1)	・鳥獣被害対策の試験・研究を行っている中山間地域研究センターが実施するイノシシやツキノワグマの保護管理計画策定のためのモニタリング調査や被害対策計画策定に支援し、鳥獣被害の低減のための取組を段階的に実施していく。	12,000				
	農業や農村地域の現状、地域活動等のPR活動を行う。	③	ふる水 第3-2-(2) 第3-2-(3) 棚田 第3-2-(1)	・H9から実施している「しまねの農村景観フォトコンテスト」等により、農山漁村の役割や魅力をPRする。 ・町村フェスティバル等のイベントに積極的に参加し島根の農村や棚田のPRを行う。	26,000				
棚田の保全及び地域の振興	県内の棚田活動組織の活動支援及び棚田地域振興法に基づく地域協議会の設立および活動を支援することで、棚田の保全及び棚田地域の振興に繋げる（棚田地域振興法期限R7年3月末）	③	棚田 第3-2-(1) 第3-2-(2) 第3-2-(3)	・県内の棚田で保全活動に取り組む13の地域で構成する「しまねの棚田ネットワーク」や水土里ネット島根と連携して、棚田地域の保全活動を支援する。 ・しまね棚田元気ネットの運営を行い、棚田地域の魅力やイベント情報を発信する。 ・棚田地域振興法に基づく地域協議会の設立および活動を行おうとする棚田地域を5ヶ年で5地区支援。棚田の保全や棚田地域の振興に繋げる。	10,425				
				令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	
中山間ふるさと・水と土保全対策事業（ふる水と土基金）	計画事業費			14,205	13,290	12,600	9,595	9,595	59,285
	(実績額)			(13,832)					
	平準化運用基準額			14,292	13,879	13,480	13,104	12,816	67,571
中山間ふるさと・水と土保全推進事業（棚田基金）	計画事業費			10,750	12,170	13,200	10,010	10,010	56,140
	(実績額)			(7,783)					
	平準化運用基準額			14,823	14,591	14,226	13,789	13,489	70,918

3. 事業実施の成果目標と実績

達成すべき目標	指標	基準値	目標値	年度ごとの実績					達成度	備考
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
① ひとづくり 1. 新規自営就農者の確保 2. 中核的な担い手の育成 5. 将来性のある産地の拡大	スマート農業に取り組む地域	4地域	5地域	・自動給水栓を用いた管理省力化の実証実験を2地域で実施。 ・リモコン草刈り機を用いた実証実験を1地域で実施。 ・リモコン草刈機のデモを19地域で実施。内1地域で導入。						
② ものづくり 6. 水田園芸の推進 10. 持続可能な米作りの確立	水田園芸に取り組む地域	4地域	5地域	・水田園芸定着のための検討・検証を4地域で実施。 上府地区：アスパラガス・キャベツ 新庄地区：玉ねぎ 浜田地区（金城工区）：キャベツ 浜田地区（弥栄工区）：白ネギ						
③ 農村・地域づくり 11. 日本型直接支払制度の取組拡大 12. 地域が必要とする多様な担い手の確保・育成 13. 鳥獣被害対策の推進	地域協議会の設立および活動を行おうとする棚田地域	4地域	5地域	・棚田地域振興法における地域協議会の設立を目指している棚田地域(4地域)の活動を支援。 ・イノシシ・クマの被害対策等に関する研究を実施。						

4. 事業評価と対応

達成すべき目標	事業実績の評価			備考
	外部有識者の所見		所見を踏まえた改善方針	
① ひとづくり 1. 新規自営就農者の確保 2. 中核的な担い手の育成 5. 将来性のある産地の拡大	・実証事業は、地域が抱えている課題を明らかにし、解決できるような事業を行って頂きたい。また、その成果を各団体にしっかりと共有頂きたい。 ・基金事業は様々なことに活用可能な事業であるため、引き続き基金事業に取り組まれたい。 ・基金事業の事業主体は県であるが、事業実施にあたっては市町村と連携のうえ取り組まれたい。	・実証事業の成果については、効果的な方法での各団体への共有を図ります。 ・引き続き地域課題の把握とその解決方法の検討については市町村や地域等と連携を図ります。		
② ものづくり 6. 水田園芸の推進 10. 持続可能な米作りの確立	・実証事業は、地域が抱えている課題を明らかにし、解決できるような事業を行って頂きたい。また、その成果を各団体にしっかりと共有頂きたい。 ・基金事業は様々なことに活用可能な事業であるため、引き続き基金事業に取り組まれたい。 ・基金事業の事業主体は県であるが、事業実施にあたっては市町村と連携のうえ取り組まれたい。	・実証事業の成果については、効果的な方法での各団体への共有を図ります。 ・引き続き地域課題の把握とその解決方法の検討については市町村や地域等と連携を図ります。		
③ 農村・地域づくり 11. 日本型直接支払精度の取組拡大 12. 地域が必要とする多様な担い手の確保・育成 13. 鳥獣被害対策の推進	・イノシシ・クマの被害対策等に関する研究が令和2年度で終了している。令和4年度から新たに鳥獣対策の事業を実施するので、基金活用の検討をお願いしたい。	・鳥獣被害対策は主要な地域課題であり、新たな事業展開をする中で必要があれば基金事業の活用を検討して参ります。		